

陳情第 8 号

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 III

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(令和元年)6月28日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 電 話

携帯電話



1. 遺跡について

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、人類の構成員が平等であることにより、その細大を論ぜず、等しく、人類の痕跡として、等しく、之を、取扱い、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 人類が、日本地域に到達して約3万年が経過します。

私達 当会は、私達 日本人が、・・・その故地、大略、水面下又地上、地下の遺跡に住み生活している、と自覚することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡を保存し継承することは、一方で、私達 人類が、日々神仏に手を合わせる事象に通ずる事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡は、物体ですが、当該物体に関わる諸般の関係性に於いて、物体が遺跡として成立する、と理解します。

II. 建築と遺跡について

私達 当会は、建築の創造と遺跡の存在は、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、双方共に同一の事象の範疇と、理解します。

私達 当会は、己が創造する建築の存在の為に、遺跡の存在を侵すことは、建築学の冒涇、又は、建築学上の矛盾、建築学の破壊、と理解します。

私達 当会は、皆様に、当該の建築学の冒涇、又は、学上の矛盾、学の破壊、を解消することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、建築の空間と遺跡の空間が分断していると感じるならば、それは、その計画者に建築の創造と遺跡の存在が同一の事象であるとの理解が欠落していることが表現されている、と理解します。

私達 当会は、皆様に、人類の活動空間の計画に於いて、建築の創造と遺跡の存在が、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、同一の事象であるとの理解に基いて、之を計画し実施することを提案し要望します。

III. 記録、及び記録と文化財-遺跡の関係について

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、人類の特定の限定された記録意志を表現する、且つ、特定の作法を以って再現する必要のある、暗号であり、対象の実態を記録しない、と理解します。

私達 当会は、凡そ、人類の対象の実態を記録する意志に対応する人類の選択肢は、それが、人類の記録の意志に対して弱々しいものでしかあり得ないとしても、対象及びその環境又人類とのその他諸般の関連性の現状保存の外にはあり得ない、と理解します。

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、実態として、対象の実態の“記録”として機能せず、人類の“芸術”としてのみ存在し得る事象である、と理解します。

IV. 長崎奉行所西役所等遺跡群等について

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

(1) 長崎奉行所西役所等遺跡

サン・パウロ教会跡/ご上天のサンタ・マリア教会跡/イエズス会本部跡、糸割符宿老会所跡、長崎奉行所跡、長崎奉行所西屋敷(西役所)跡、長崎会議所跡、長崎裁判所跡、九州鎮撫長崎総督府跡、長崎府跡、広運館跡、第六大学区一番中学校跡、第五大学区第一番中学校跡、広運学校跡、第二代長崎県庁跡、第三代長崎県庁跡、第四代長崎県庁跡、第五代長崎県庁跡

(2) 大波止遺跡

(3) 築地遺跡

江戸町跡、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷跡、長崎奉行所東屋敷跡、船番屋敷跡

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群と他の遺跡群及び歴史との関係について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、東アジアの遺跡群、長崎地域の先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群、又、世界の歴史との関係性に於いて比較検証、理解されることが必要と理解します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的な経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核-ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮理所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の始点と理解します。

4. 長崎奉行所西役所等遺跡群等一帯への要望

(1) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群が遺跡であることより、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させること、を提案し要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、遺跡の発掘等調査に於いて、開発事業による遺跡の破壊を前提とした“記録保存”を目的とした調査ではなく、保存・活用を目的とした調査を行うことを提案し要望します。

(3) 私達 当会は、皆様に、遺跡について、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させる為に、遺跡地に於いて、現代の機能目的型の建造物を計画せず構築しないことを要望します。

(4) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群について、当該遺跡群に関係する歴史の推移が重層的で多様であることより、遺跡実態調査の上、特定の歴史を表現しない、遺跡と歴史の記念公園、即ち、現代の都市長崎に於ける空地(くうち:オープンスペース:open space)とすることを提案し要望します。

私達 当会は、旧長崎県庁舎解体が進行して、国道34号線を北から南へ望む、即ち、市庁舎方面より旧長崎県庁舎を望む、即ち、両側の高層建物群に視線を誘導された先の水平方向に青空を望む景観について、とても、清澄な印象を誘発する魅力的な景観であると理解します。

私達 当会は、長崎に於いて、さらに建物の中高層化が進み空が狭くなる状況下に、直線的な道路と両脇の高層建物により遠近法的に視線が誘導される先に水平に青空が望める景観は、長崎の丘の現状に特有の且つ地形を象徴する特異な景観であると理解します。

私達 当会は、当該の特徴的且つ特異な都市に於ける空地(くうち:オープンスペース:open space)の景観は、人類を引き付ける魅力を有すると理解し、この景観を継承し基層的に活用することを、皆様に、提案し要望します。

(5) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の西に隣接する、旧長崎県警本部-日本生命ビル跡(万才町4番)について、遺跡実態調査の上、長崎奉行所西役所等遺跡に由来のあるイエズス会又は托鉢修道会等による「記念聖堂」と併設する「歴史研究資料館」の設置を提案し要望します。

(6) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の東に隣接する、長崎家庭裁判所・長崎簡易裁判所(万才町6番南部:大村町高島秋帆本邸遺跡)一帯について、漸次、遺跡実態調査の上、「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」又敷地の一角に「古代中世永崎記念館」「高島秋帆記念館」「近代医学歴史資料館」等を提案し要望します。

(7) 私達 当会は、また、皆様に、「近代医学歴史資料館」について、小島の佐古の“養生所/(長崎)医学校等遺跡”に明治15年頃に竣工した甲種長崎医学校に由来する(新)講堂を再建のうえ之を供用することを提案し要望します。

(添付の『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 Ⅻ (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)6月28日 金曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 養生所を考える会 代表 池知和恭』をご参照下さい)

(8) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡について、より消極的な提案として、当該遺跡群の現在の地上遺跡である文化財保護法上の「記念物」「有形文化財」「伝統的建造物群」等としてその様式が江戸中期から後期が中心と考え得る処より、同じ様式を有する“長崎奉行所西役所”建物を、発掘等調査の成果及び古図や古写真等遺跡の補完資料により伝統的な材料と工法を以って再建し、市民活動並びに長崎への来訪者の応接への利用を以って活用とすることを提案し要望します。

(9) 『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』について2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達 当会は、皆様に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]を、又、北部で浦上・茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を総合する『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し、要望し、『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 Ⅱ (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎県議会議長 溝口英美雄様/長崎市議会議長 五輪清隆様』で紹介いたしました。併せてご高覧いただけますよう、お願い申し上げます。

私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用と継承と一体として相乗効果を創造することを念頭に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し要望しています。

私達 当会は、皆様に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”－日本遺産・世界遺産へ向けて』を実現することを提案し要望します。

(10) 私達 当会は、皆様に、遺跡や歴史の説明は、既存の、又は、私達 当会が、「長崎国際歴史文化都市構想」に於いて提案し要望する博物館等にて、その他の現代の利便や機能は、近隣の民間事業により供給することを提案し要望します。

(11) 私達 当会は、皆様に、旧長崎警察署の保存と活用について、現状保存し、調査により原状をも念頭に整備し、例えば、警察歴史博物館として活用し、近隣の複数の刑務所の遺跡と歴史と情報連携を展開することに可能性がある、と理解します。

(12) 国道34号線長崎の丘南部一帯での日曜日祝祭日の歩行者天国実施の提案

国道34号線については、近代に於いては、歩行者が中心の道路であったと想定出来ますが、現代に於いては、道路拡幅して自動車通行が中心となりました。

しかしながら、日曜日祝祭日には昼間でも、自動車、歩行者の利用ともに僅少です。

私達当会は、国道34号線の旧長崎県庁舎付近長崎の丘南部一帯について、日祝祭日に、之を歩行者天国として、バス路線を臨時に変更し、催事等に開放し、長崎市街のにぎわいの創出に資することを提案し要望します。

V. 添付資料

私達当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『長崎奉行所西役所等遺跡群について (先史—中世—サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等—内町—総町80町—外郭機能拠点—現代)』

2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 『長崎の丘の上 2019年6月16日 日曜日 万才町よりの風景(写真)』

撮影：2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 『遺跡(remains, ruins, antiquities, dig, dig site, monument, relic, archaeological sites, ・・World Heritage Site・・)、又、遺跡の「人類存在上の価値」について』

2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

4. 『“例えば”・・・』

2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

5. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XII (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2019年(令和元年)6月28日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上